

保護者 様

令和2年5月8日

新発田市教育委員会

### 新発田市立小中学校の通常授業の再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校に伴い、様々な面でご協力いただき感謝申し上げます。

新発田市では、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に則り、下記のとおり学校を再開します。学校でも指導を行いますが、ご家庭でも指導をお願いいたします。

なお、状況の変化によって変更がある可能性があることを承知してください。

#### 記

1 再開日 令和2年5月25日（月）

2 学校生活

- ・通常の授業を行い、給食を実施します。
- ・密閉・密接・密集の「3密」防止に留意し、以下の工夫を図ります。
  - ① 換気の悪い気密空間にしないための換気を徹底する。
  - ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。
  - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。
- ※ 呼吸困難を防ぐため、マスクを着用した激しい運動は、行わないこととします。
- ・感染症に不安を感じ登校しない場合は、欠席ではなく「出席停止」の措置をとります。

3 感染防止に向けた保健管理等

- ・児童生徒が登校する際は、手洗いやうがいの励行、マスクの着用で感染拡大予防をしてください。
- ・登校前には毎朝、家庭における検温をお願いします。発熱のある児童生徒は登校させないでください。  
登校後の健康観察によって、発熱等の風邪症状がある場合は、自宅での休養をお願いする場合があります。
- ・風邪症状の有無にかかわらず、当面の間、放課後や休日は不要不急の外出を避ける、多人数の接触を避けるなど感染防止にご協力ください。

#### 4 感染者、濃厚接触者に対する措置

##### (1) 出席停止等の扱いについて

○児童生徒の感染が判明した場合

⇒ 「出席停止」とし、再登校の再は 医療機関の「登校許可証」を提出してください。

○児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

⇒ 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を「出席停止」とします。

○児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合

⇒ 発熱等の風邪症状が治まるまで、自宅待機をお願いします。

##### (2) 学校の臨時休業等の判断

児童生徒に感染者が確認された学校は当面の間、休校とします。濃厚接触者が確認された学校は、関係機関等と相談のうえ、濃厚接触者の出席停止のみとするか、もしくは、学校の全部又は一部の臨時休業を実施するかを判断します。

##### (3) 人権への配慮

学校では、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症に関する医療従事者とその家族などに対する偏見や差別に関する言動のないように、新型コロナウイルスに対する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行います。

また、医療従事者や新型コロナウイルス対応等に尽力している方への敬意や賞賛の心を育てる指導にも配慮をします。

#### 5 部活動に関すること

5月31日(日)までは中止とします。その後も状況により延長することがあります。

#### 6 学校給食に関すること

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事前の手洗いを徹底します。

#### 7 その他

児童クラブは、5月11日(月)～5月23日(土)までは7:30～18:30で開設します。

5月25日(月)以降は、平常通り開設します。